

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度の個人住民税において定額減税が実施されることになりました。

対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の方

※均等割のみ課税されている方は、定額減税の対象外となります。

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※対象となる扶養親族は国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

※算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります(均等割額への減税適用はできません)。

徴収方法

1 特別徴収(給与所得から住民税が差し引かれている方)

令和6年6月分は徴収せずに定額減税「後」の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11カ月に分割して徴収します。

2 普通徴収(納付書や口座振替により住民税を納付している方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年7月1日納期分)の税額から控除されます。控除しきれない分は第2期分以降の税額から順次控除されます。

3 公的年金等に係る特別徴収(公的年金から住民税が差し引かれている方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の税額から控除されます。控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次控除されます。

※所得税(国税)の定額減税の詳細は国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

詳細は市ホームページをご確認ください
▼



「定額減税について」



「定額減税Q&A」

問 税務課
☎内線1056、1057



問 農業政策課 ☎内線1511

《 雇入れ時の「安全衛生教育」の義務化 》

事業者が労働者の安全を守るために、危険防止などについて教育を行うことが、労働安全衛生法で義務付けられています。これまで、農業を含む一部の業種については、機械の取扱方法など、一部の項目の教育を省略することができましたが、令和6年4月1日より全業種で義務化されています。

《 どのような教育を行えば良いの? 》

- ◎使用する機械や設備の危険箇所
- ◎使用する資材の有害性
- ◎安全な作業手順 など

※詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください▶



農作業での事故が1件でも減るよう、雇入れ時の周知をお願いします。



雇入れ時の「農作業安全の教育」が義務化されました

近年、農作業中の事故による死亡者数は、年間250人程度で推移しています。就業者10万人当たりの死亡者数も、危険とされている建設業を上回り、他産業との差が拡大傾向にあります。

不慣れた農作業や農業機械の操作などにより、労働者が労働災害に遭わないよう、取り扱う設備や材料の危険性、正しい作業方法など、事業者は労働者への教育がとても大切です。